

回 覧

回 覧

QRコードから
閲覧が可能です



会費の納入について（お願い）

日頃より、妙高市環境衛生対策協議会の活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協議会では、市民を会員として地域の一斉清掃等に対する支援や環境美化意識の啓発活動、不法投棄対策などを中心に事業を進めています。中でも市内小中学生や市民の皆様からご応募いただいた環境ポスターやエコ標語は、環境啓発ポスターやごみの出し方カレンダーなどで活用し、大変好評をいただいております。

つきましては、今年度におきましても各種活動を進めるため、皆さんから趣旨をご理解いただき、一世帯当たり100円の会費納入のご協力をお願い申し上げます。

地区内取りまとめ期限：5月31日（金）

令和6年5月1日

妙高市環境衛生対策協議会
会 長 横 山 典 雄

妙高市環境衛生対策協議会規約（抜粋）

（組 織）

第2条 本会は、市民を会員とし、大字地区、町内会を単位とした地区協議会等及び各種団体をもって組織する。

（目 的）

第3条 本会は、住民自らの手による環境衛生活動を通じ、自然及び生活環境の保全、整備を図り魅力があり快適で住みよいまちづくりを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域の自然、環境衛生に関する活動の推進並びに衛生思想の普及徹底
- (2) 環境衛生優良器具薬剤の推奨及び斡旋
- (3) 先進地の視察及び講習会等の開催
- (4) 地域の環境美化活動の支援援助
- (5) ごみの減量化及び再資源化活動の推進
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事項

【事務局】妙高市環境生活課 （電話 74-0031 直通、有線 2-3370）
妙高高原支所 （電話 86-3131）
妙高支所 （電話 82-3111）